参考資料１-②

2. 農地転用許可等の権限移譲の推進について

①指定市町村の推移

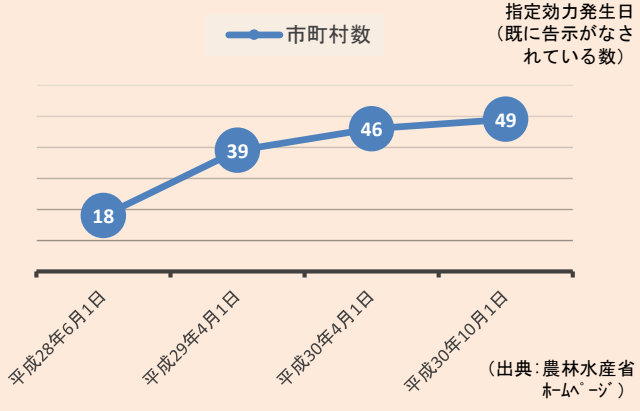

【課題】
事務処理特例移譲市町村から指定市町村への移行を進めることが必要

（参考）農地転用許可制度の許可権者

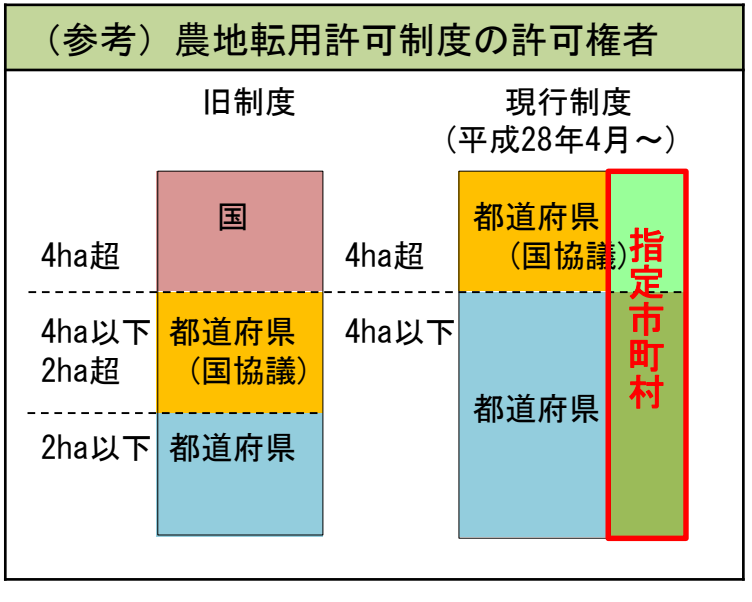

②指定市町村となった効果

＜権限を受けたメリットの評価＞

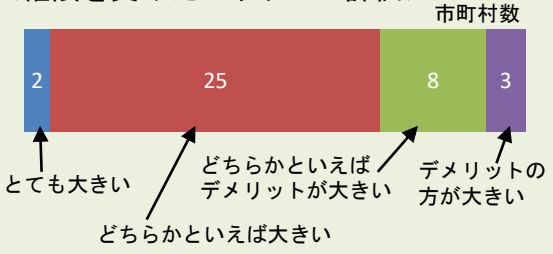

＜具体的な効果（主なもの）＞
〔メリットが「とても大きい」又は「どちらかといえば大きい」と回答した市町村（複数回答可）〕

- 既に事務処理特例で権限移譲されていたので大きな変化はない（10）
- 許可までに要する時間が短縮された（8）
  （例：6週間→4週間、4週間→2週間など）
- 事務手続きが簡素化された（7）
- 農地法第4条ただし書きに基づき指定市町村が行う公共事業については、収用事業の対象ではない場合も転用許可が不要であるため、当該事業を従来より円滑に実施できた（7）
- 許可の基準が明確化した（1）

（その他）
- 組織内の調整が円滑にできるようになった（1）
- 許可権者（市長部局）による現地調査や状況把握が、県許可時より効率化した（1）　等

【課題】
許可時間の短縮、事務手続きの簡素化、公共事業の円滑実施など、指定の効果を説明することが必要

③指定市町村となる上での課題（主なもの）

〔指定市町村となる時期が未定又は予定のない市町村（複数回答可）〕

- 農地転用許可制度等の事務に通算して2年以上従事した経験を有す職員を、2名以上継続して配置することが難しく、指定市町村の要件を満たすことが難しい（688）
- 事務処理特例による農地転用許可権限の移譲を受けたことがないため、許可事務を行うノウハウ等を有していない（397）
- 農地転用の申請・許可件数が少なく、権限の移譲を受けても行使する機会が限られている（362）
- 既に事務処理特例により権限の移譲を受けており、指定市町村になっても現状と権限の上では変化がない（239）
- 確保すべき農用地等の面積の目標を定めるノウハウ等がないため、指定市町村の要件を満たすことが難しい（183）
- 事務処理特例で権限移譲を受ける場合に比べ、指定市町村になる場合に都道府県からの職員への研修実施、職員の派遣等の支援等がない、またはあるか不明確である（158）
- 指定市町村となった場合の事務の執行方法などの情報が国や都道府県から提供されず、指定に向けた検討材料が不足している（129）　等

【課題】
経験者の不足、ノウハウ不足を挙げる市町村に対して職員派遣等の支援を実施することが有効

（出典：地方自治確立対策協議会「土地利用に関する支障事例調査」（平成30年3月実施））